## 岩手県告示第659号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。 平成20年9月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成20年9月5日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 共栄建設株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区愛宕字滑100番地
    - ウ 代表者の氏名 小澤満
    - エ 許可番号 岩手県知事許可 (般・特-15) 第60095号
  - (3) 処分の内容 営業の一部の停止命令
    - ア 停止を命ずる営業の範囲 土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を 受けているもの
    - イ 期間 平成20年9月16日から同年9月22日までの7日間
  - (4) 処分の原因となった事実
    - (2)に掲げる者は、県南広域振興局長発注の経営体育成基盤整備事業増沢東部地区第7号工事において、元請負人として施工不良工事を行った。このことが、法第28条第1項第2号に該当すると認められる。
- 2(1) 処分をした年月日 平成20年9月5日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 丸正建設株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 西磐井郡平泉町平泉字南沖12番地5
    - ウ 代表者の氏名 阿部美紀子
    - エ 許可番号 岩手県知事許可 (般・特-16) 第7494号
  - (3) 処分の内容 営業の一部の停止命令
    - ア 停止を命ずる営業の範囲 土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を 受けているもの
    - イ 期間 平成20年9月16日から同年9月22日までの7日間
  - (4) 処分の原因となった事実
    - (2)に掲げる者は、県南広域振興局長発注の経営体育成基盤整備事業増沢東部地区第7号工事において、下請負人として施工不良工事を行った。このことが、法第28条第1項第2号に該当すると認められる。